

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル 2004 年の提言に対する  
欧州委員会からのプログレスレポート

ブリュッセル、2005 年 4 月

2004年、日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）は「日・EU 関係への新たな息吹の吹き込みと新たな分野への取り組み」という表題のもと、EU および日本のリーダーに向けて提言を行った。

2004年6月20・21日、東京で開催されたBDRT 年次会議で採択されたこの提言は、欧州委員会による十分な検討を受けたものである。

本書では、BDRT が示した様々な提言についての考察や実施における進捗状況について概説する。

各提言（または同一の問題／テーマに関する一連の提言）について、その要旨を示した上で、実施された措置およびその現状を説明する。最後に今後の実施の見通しを示す。

本経過報告書は、5つ部分から構成され、それぞれ次のような問題を取り上げる。

- 貿易と投資
- WTO
- 会計と税制
- 情報化社会
- 持続可能な発展

## 目 次

1. 貿易と投資.....	4
1.1. 日-EU 相互の直接投資促進に向けた双方首脳の間共同宣言(1-EJ-1).....	4
1.2. 投資の成果に対する保障(1-EJ-2).....	6
1.3. 迅速な事業展開の支援（人的資源移動の円滑化、迅速化）(1-EJ-3).....	10
1.4. 事業再編の支援（法制・税制上の観点）(1-EJ-4).....	11
1.5. 規制改革の推進(1-EJ-5).....	13
1.6. EU 域内の企業の組織・税制(1-E-1).....	14
1.7. EU 域内の労働移動(1-E-2).....	20
1.8. 関税と関税分類(1-E-6).....	22
2. 会計と税制.....	24
2.1. 税制上の問題(2-E-2).....	24
2.2. 国際会計基準—IAS (2-E-1, 2-EJ-1).....	24
2.3. 国際会計基準審議会に関する企業統治—IASB (2-EJ-2).....	25
2.4. 会計、監査、情報開示の国際基準の収斂(2-EJ-3).....	26
3. WTO.....	27
3.1. 世界貿易機関（WTO）に関する政策声明.....	27
4. 情報化社会.....	29
4.1. ブロードバンド契約者数目標の再設定(3-EJ-1).....	29
4.2. ブロードバンドの利用推進(3-EJ-2).....	31
4.3. 安全なネットワーク環境の確立(3-EJ-3).....	34
4.4. IT 政策の進捗に関する PDCA サイクルの確立(3-EJ-4).....	37
4.5. EU 全加盟国への ICT（情報通信技術）への取り組みの実現(3-EJ-5).....	39
4.6. IP 電話—VoIP (3-EJ-6).....	41
4.7. 「消費者信頼」及び投資促進のための規制環境の整備(3-EJ-7).....	43
5. 持続可能な発展.....	45
5.1. 提言の要旨.....	45
5.2. 実現された措置と今後の実施見通し.....	47

## 1. 貿易と投資

### 1.1. 日-EU 相互の直接投資促進に向けた双方首脳の間宣言(1-EJ-1)

#### 1.1.1. 提言の要旨

両政府は、日・EU間の相互直接投資促進に向けた基本的考え方や方向性等に関し、首脳による共同宣言を行うべきである。

共同宣言には、「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「事業再編の支援」「規制改革の推進」の4つが優先課題として明記されるべきである。

#### 1.1.2. 実現された措置およびその現状

2004年日本で開催されたEU・日本首脳協議で、プロディ欧州委員長、アハーン首相、小泉総理大臣は、投資枠組み（「日EU双方向の投資推進のための協力の枠組み」）で合意した。この投資の枠組みは、前回の首脳協議で決定した政策と、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）の提言に沿って、対外直接投資の促進を、日・EU関係の最優先課題として位置づけた。

「日・EU双方向の投資推進のための協力の枠組み」は、法的拘束力を持たない、政治的な枠組みで、投資のさまざまな局面の問題を1つに集約するものである。このイニシアチブは、日・EU行動計画実施の一環である。行動計画の経済分野の主な目的の1つは、双方向の投資を増やすことである。投資の枠組みとは一般的に、行動計画にあるさまざまな投資関連の問題を、整合性のある形に束ねるものである。現在、行動計画は首脳会談での声明文や規制改革対話など、さまざまな場で行われている。そうすることで、ビジネス界にとって関心のある問題にスポットライトを当て、政府が政策上支援していることを明確に示し、その実施が急務であることを示すことができる。このイニシアチブの真価は、その付加価値にある。枠組みの中には、以下のように役立つ要素が数多くある。

- ・ 新しい規制に関する通知、情報提供、配布
- ・ ある基準についての検査データもしくは評価結果の受け入れ要求
- ・ 企業に対する規制手続きの透明性の向上；国境を越えた投資を促進するため株式交換によるM&A（企業の合併・買収）の推進
- ・ 株式交換によるM&Aに対する課税猶予
- ・ 労働許可証発行手続きと管理上の問題解決手続きの改善と円滑化

日・EU 双方とも、あまりに野心的で時間のかかるメカニズム（法的拘束力を持つ条約など）を避け、実践的な解決方法を提供する手段に注力することに合意した。その方が、迅速に実施でき、新たな話し合いの場を設ける必要がないからである。

### 1.1.3. 今後の実施見通し

欧州委員会と日本政府は、現在すでに設けられている日本政府と EU の関係サービス機関の間の、特に高官レベル会議などの話し合いの場や規制改革対話を通じて、投資イニシアチブを実現してきた。すでに数多くの成果が生まれている。

— 会計基準のすり合わせ：欧州委員会は、CESR (the Committee of European Securities Regulators：欧州証券規制当局委員会)に対して、IAS (国際会計基準)と日本の基準である GAAP (一般会計原則)との対応について、技術的なアドバイスを委託した。CESR は、コンセプトペーパー（構想書）に基づいて、技術的な評価を行う。日本側には、この構想書についてコメントしてほしい。CESR は評価を今年 6 月 30 日までに提出する。

— EU は、2004 年 10 月 1 日、(標章の国際登録に関する) マドリッド議定書に同意した。

— データ保護に関する指令：欧州委員会は、2004 年 12 月 27 日に、在欧日系企業ビジネス協議会 (Japan Business Council of Europe) をはじめとするビジネス団体の連合によって提出された、「新しい標準契約条項」を採択した。

— 現在進行中の 日本の商法改正は、三者による株式交換の合併を視野に入れている。しかしこの手続きは、現段階で予定より 1 年遅れている。

— 関税協力合意のための交渉が開始され、年内合意の可能性が残されている。

— 運転免許証に関する手続きについての日本側の要望については、合意に至った。

しかし、まだいくつかの活動がいまだ実施されていない。これは一つには、商法改正によって、三者による株式交換方式の M&A (企業の合併・買収)を可能にする必要性があることや、日本企業による EU 企業買収の際のキャピタルゲイン (資本利得) に対して、EU と同じ課税猶予を日本企業に対して与えられるか、などの要因による。逆に、買収防止対策の構想によって、M&A 投資の障壁をさらに高くしてはならない。ヨーロッパ側が、域内の特許規制を採択することが、外国からの投資環境を改善するために、有効なステップであろう。

## 1.2. 投資の成果に対する保障 (1-EJ-2)

### 1.2.1. 提言の要旨

#### 1.2.1.1. 二重課税の回避

両政府は、子会社から親会社への配当の支払い、また 関係会社間のロイヤルティと金利の支払いについては、源泉徴収税を免除すべきである。

#### 1.2.1.2. 移転価格に伴うコンプライアンス・コストの低減

国際的に移転価格制度を簡素化し、合理化することによって、移転価格に関連したコンプライアンス・コストを低減させることは、EU と日本の企業の国際競争力の強化をもたらすだろう。

#### 1.2.1.3. 資本参加免税

EU・日本両政府および EU 加盟国は、中期的な目標として、資本参加免税制度の導入もしくは拡大、あるいはその両方を検討し、日・EU 間の直接投資を推進すべきである。

### 1.2.2. 実現された措置およびその現状

#### 1.2.2.1. 二重課税の回避

二重課税の可能性を減らすために、子会社から親会社への配当の支払いや、関係会社間のロイヤルティや金利の支払いには、源泉徴収税を課さないようにすべきである。

日米間の新租税条約（2005 年 1 月 1 日から発効）は、米国に居住する企業が、日本に居住する者に支払った配当は、米国では課税してはならないと規定している。ただし、配当を受け取る日本に居住する者が、配当を支払う会社の議決権付き株式の 50%以上を、直接もしくは間接的に所有している場合に限る。特別な状況の下では、ロイヤルティと金利の支払いは、受け取る側が居住する国でのみ課税される。このような税制上の恩典を、日・EU 間の投資でも使えるようにするためには、EU 加盟各国と日本の間の二重課税条約の改定が必要である。

しかし、そのような改定をするためには、加盟各国の法的権限の下で行動を起こす必要が

ある。このような状況の中では、源泉徴収税免除に関する交渉は、加盟各国がもしそう望むのであれば、各国が日本との二重課税条約の交渉の場で行うべきである。2004年、オランダと英国は、日本の国税庁と租税条約についての交渉を開始したと発表した。

#### 1.2.2.2. 移転価格に伴うコンプライアンス・コストの低減

2001年10月に発行された、企業税制に関するコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場に向けて（COM(2001)582）」の中で、欧州委員会は、移転価格の問題に取り組むための二つの戦略の概要を示した。国境を越えて事業を展開するときに企業が直面する、高価なコンプライアンス・コストと二重課税の可能性に代表される問題である。

欧州委員会は、EU加盟国によるAPA(Advance Price Agreements：事前価格合意制度)の利用を奨励したいと考えている一方で、EU域内で移転価格政策をさらに協調させる方が望ましいと考えている。その姿勢は、2002年7月に「EU共同移転価格フォーラム」を設置したことからも明らかである。

「EU共同移転価格フォーラム」は設立以来、10回開催されている。その間、仲裁協定の適用上の問題を解決するため、法制化以外の実践的な提言を行ってきた。また、加盟国の二重課税条約に基づく相互協議手順の適用についても、そのようなスタンスで提言してきた。2004年12月7日、欧州理事会は、EU仲裁協定の効果的な実施のための行動規範を採択した。

「EU共同移転価格フォーラム」はまた、コンプライアンス・コストを低減させるために、EUで義務づけられている標準文書についても討議した。この問題についての欧州委員会コミュニケーションペーパーを年内に発表する。

同フォーラムは、APA制度など、移転価格における二重課税を避ける手続きについて、2005年6月に協議を開始する予定である<sup>1</sup>。

#### 1.2.2.3. 資本参加免税

親会社・子会社に関する指令の最近の修正（欧州理事会指令2003/123/EC）によって、配当に課税される源泉税の免税を受けるための条件は緩和され、今後もさらに緩和されていくだろう。

---

<sup>1</sup> 詳しい情報は下記を参照されたい。

[http://europa.eu.int/comm/taxation\\_customs/taxation/company\\_tax/transfer\\_pricing.htm](http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/taxation/company_tax/transfer_pricing.htm)

### 1.2.3. 今後の実施見通し

#### 1.2.3.1 二重課税の回避

EU 加盟国のうち、日本と租税条約を結んでいるのは、17 ヶ国だけである。しかも、これらの租税条約の多くが、一昔前に締結されたものである。EU 加盟国による源泉徴収税の扱いが極端に異なることは、EU 単一市場の健全性を損なう要因となり得る（次頁の表参照）。このような背景の中で、欧州委員会は、2006 年に、EU 加盟国間や加盟国と第三国の二国間租税条約が EU の法体制とどう関わり合うか、またこの問題における協力の可能性について、コミュニケーションペーパーを発表する意向であることを言及しておかなければならない。

EU 加盟国と日本との間で締結された租税条約における 源泉徴収税の最高税率				
	租税条約	配当	ロイヤルティ	金利
オーストリア	1963	20 - 10	10	10
ベルギー	1968	15 - 5	10	10
チェコ	1977	15 - 10	10 - 0	10 - 0
デンマーク	1968	15 - 10	10	10
フィンランド	1972	15 - 10	10	10
フランス	1995	15 - 5 - 0	10 - 0	10
ドイツ	1966	15 - 5	10 - 0	10
ハンガリー	1980	10	10	10 - 0
アイルランド	1974	0	10	10
イタリア	1969	15 - 10	10	10
ルクセンブルク	1992	15 - 5	10 - 0	10
オランダ	1992	15 - 5	10 - 0	10
ポーランド	1980	10	10 - 0	10 - 0
スロバキア	1977	15 - 10	10 - 0	10 - 0
スペイン	1974	15 - 10	10	10
スウェーデン	1999	15 - 5 - 0	10	10
英国	1969	15 - 10	10	10

ギリシャ、ポルトガル、リトアニア、エストニア、ラトビア、キプロス、マルタ、スロベニアは、日本と租税条約を締結していない。



#### 1.2.3.2. 移転価格に伴うコンプライアンス・コストの低減

「EU 共同移転価格フォーラム」は、EU と日本を含む第三国との間の移転価格の分野での協力には、取り組む予定がないことを明記しておかなければならない。

#### 1.2.3.3. 資本参加免税

設備投資にまつわる資本参加免税制度について、欧州委員会は何の提言も出していない。欧州委員会は、資本参加免税の導入や拡大についての提言は、中期的、長期的な目標として検討すべきだと付記する。

### **1.3. 迅速な事業展開の支援（人的資源移動の円滑化、迅速化）(1-EJ-3)**

#### **1.3.1. 提言の要旨**

EU加盟国と日本間の社会保障協定を、出来る限り早く締結すべきである。

#### **1.3.2. 実現された措置およびその現状**

社会保障分野のEU規定、特に規則(EEC)1408/71は、欧州連合域内を自由に移動する権利を行使する者の扱いについて、調整は計ってはいるものの、実際に調和は取れていない。

EU加盟国は、それぞれの社会保障制度の資金調達と組織化の責任を、依然として担っている。そのため、各国はEU規則に定められた平等な扱いと無差別の原則を守っている限り、自国の社会保障制度の給付内容、資格条件、給付価値などの詳細を自由に決めることができる。

社会保険料の二重払いの問題は、二国間の社会保障協定を、関係する加盟国同士で結ぶことによるのみ解決する。欧州委員会は、日本と一部のEU加盟国の間に、協定締結へ向けた交渉が進んでいることを歓迎する。

#### **1.3.3. 実施の見通し**

この分野で必要となる法的権限から考えて、社会保障協定の締結は、EU加盟国と日本が二国間ベースで協議する以外に方法がない。

## 1.4. 事業再編の支援（法制・税制上の観点）(1-EJ-4)

### 1.4.1. 提言の要旨

株式交換や資産譲渡などの企業の再編成に伴う含み益に対して、課税猶予の範囲を拡大するために、税法を改正すべきである。

### 1.4.2 実施された措置およびその現状

2005年2月17日、欧州委員会からの提案（COM(2003)613 最終版）に基づいて、欧州理事会は、指令 2005/19/EC を採択し、欧州理事会指令 90/434/EEC（「合併指令」）を修正した。

指令 2005/19/EC は、多くの点で欧州委員会の提案に沿ったもので、「合併指令」を明確に示し、さらにその範囲を拡大するものである。

同指令は、法律上の立場がこれまでと異なる組織にも、合併指令を適用できるように、対象リストを更新した。追加されたのは、特定の協同組合、非資本金ベースの会社、相互会社、貯蓄銀行、商業活動に関わる財団や協会などである。さらに、欧州企業・欧州協同組合会の下で設立された企業も含む。

さらに同指令は、課税猶予を、新しい形式の企業再編成にも適用できるようにする。例えば、会社を解散せずに、1つないし複数の事業部門を、既存企業もしくは新しく設立した受け皿会社に移管し、代わりに受け皿会社の株式を、移管元の会社の株主に対して発行する、部分分割（partial division）と呼ばれる形式などである。

さらにまた、同指令は、欧州企業（SE）もしくは、欧州協同組合会（SCE）として登録した事業所が、EU域内でEU加盟国間で移転した場合でも、移転前の加盟国で恒久的に設置されたSEもしくはSCEと連結した資産の譲渡所得に対しては、課税猶予が適用されることを保証するものである。

最後に本指令は、ある企業が海外の支店を子会社化する決定を行った場合も、課税猶予が適用されることを保証するものである。

### 1.4.3. 今後の実施見通し

EU 加盟国に居住する日系企業で、「合併に関する指令」付属文書に示された法人形態（指令 2005/19/EC で追加された新たなタイプの法人も含む）のいずれかをとる企業は、この指令が適用される。2003 年のプログレスレポートで述べたように、EU 加盟国は、「合併に関する指令」の適用範囲を日本に居住する企業にまで拡大することについては、極めて消極的である。なぜならそのような事項は、EU 加盟各国と日本との租税条約の範疇に入れるべきだと考えるからである。

## 1.5. 規制改革の推進 (1-EJ-5)

### 1.5.1. 提言の要旨

EU および日本は、現行の規制改革対話を通じて、相互協力を継続し、開かれた貿易・投資環境を目指すべきである。

EU および日本は、製品・サービスに関する不合理な認証手続きを廃止するとともに、製品に関する基準・検定・届出の相互認証に向けて、引き続き努力すべきである。

### 1.5.2. 実現された措置およびその現状

2004年6月28日東京で行われたEU・日本首脳協議の席で、両首脳は規制改革対話が、企業環境を左右する規制問題に独自の方法で柔軟に対処し、成功を収めたと評価した。始めてから10年目のことだった。この双方向の対話は、2004年11月と2005年3月の2度の会合でも、さらに具体的な結果をもたらした。この2回の会合で重視されたことは、検査データの相互受け入れなど、標準化、適合の評価における協力を通じて、モノとサービスの市場開放の促進だった。これは今後も、規制改革協議の柱の1つであり続けるばかりでなく、2004年首脳協議で採択された、投資枠組みの重要な要素でもある。

### 1.5.3. 今後の実施見通し

国際調和と技術規制、基準の相互受け入れに関しては、日本の薬事法の改正によって、日本の医療機器についてはいくらかの進捗があった。自動車部門では、日本が新たにJN/ECE規則を受け入れたことにより、進展があった。さらに食品添加物や香料などは、FAO(国連食糧農業機関)/WHO(世界保健機関)食品添加物共同専門委員会が安全と認めたものについて、日本が認可した。このようなプロセスは、期待していたより遅いペースではあるが、進んでいる。検査結果やデータの相互受け入れについては、医療機器において進捗が見られた。日本政府は、海外の臨床結果の受け入れ範囲を拡大した。また、ホルムアルデヒドのケースでは、海外の機関を性能評価機関として受け入れ、委託することにおいて進展があった。それでも日本の性能評価機関の受け入れ能力不足ゆえに、欧州の輸出業者は依然、非常に高いコストや手続の遅れを余儀なくされている。

両政府は、認証、基準・検定・届出についての容認、認知、調整に向けて、今後も努力を続ける。必要に応じて、規制改革対話の場で取り上げたり、投資の枠組みを実施したり、日本政府と欧州委員会の各部門の関連部門のワーキンググループを通じて、その努力を行っていく。

## 1.6. EU 域内の企業の組織・税制 (1-E-1)

### 1.6.1. 提言の要旨

#### 1.6.1.1. 共通の連結法人税課税基礎

欧州委員会と EU 加盟国は、できる限り早急に連結法人税課税基礎を一本化すべきである。

#### 1.6.1.2. 合併指令 (90/434/EEC)

(a) この適用範囲は、グッドウィル（のれん、営業権）に課される含み益への課税猶予や、企業再編成の際の不動産や無形資産の譲渡益への課税猶予まで、拡大すべきである。

(b) 特定の加盟国が課している一定年数の株保有義務は、廃止すべきである。

#### 1.6.1.3. 外国企業との合併に関する指令 (会社法第 10 号指令)

株式資本を持つ企業による国境を越えた合併に関する 2003 年 11 月の指令案は、遅延なく採択・実施されるべきである。

#### 1.6.1.4. 会社法第 14 号指令案

会社法第 14 号指令案は、有限責任会社が精算、法人化することなしに、その登録事務所を外国へ移転することを可能にする。できる限り早くこの提案を提出し、採択・実施すべきである。

#### 1.6.1.5. 国境を越えた企業間の損失の扱い

欧州委員会と EU 加盟国は、国境を越えた企業間であっても、利益から損失分を相殺できるようなシステムの実現に向けて、出来る限り早く進めるべきである。

#### 1.6.1.6. 金利・ロイヤルティに関する指令

BDRT は、EU 域内の関係会社間での金利・ロイヤルティの支払いに対する源泉税免除指令の採択と、2004 年 1 月 1 日からの実施を歓迎する（欧州理事会指令 2003/49/EC）。

#### 1.6.1.7. 欧州株式未公開企業に関する法令

欧州株式未公開企業に関する法令は、早期に制定されるべきである。

#### 1.6.1.8. 企業統治

企業統治は、関係会社の内部統制のために重要である。コンプライアンス関連の問題については、EU レベルでの指針が必要である。さらに、EU 加盟国の拘束力を持つ規則は、国境を越えての投資の障害になってはならない。

### 1.6.2. **実現された措置およびその現状**

#### 1.6.2.1. 共通の連結法人税課税基礎

企業税制に関する 2001 年 10 月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場に向けて」(COM (2001) 582)の中で、欧州委員会は、国境を越えた貿易の租税障壁をなくすための短期的な施策に加えて、EU 加盟国が一本化した連結法人税課税基礎を使って、EU 全体の利益に対する税を計算するという、長期的な目標に向かっても取り組むべきだと結論付けた。

2002 年 4 月の欧州法人税会議で、共通の連結法人税課税ベースの問題を幅広く討議した。それ以来、税の専門家の連盟や研究所などの主催するイベントが数多く開催され、この問題が議論された。

2003 年 11 月、欧州委員会は、法人税の分野でのフォローアップ項目の概要を提示した。そして、委員会の設定した 2001 年戦略に全力を尽くすことを確認した。共通の連結法人税課税基礎については、委員会と各方面との協議結果について報告した。そしてその協議の結果、3 つの分野におけるイニシアチブを実施していく意向を表明した。

企業の代表、産業界と加盟国者の間では、詳細部分について意見の相違はあったものの、中小企業に対して、EU 全体の課税利益を自国の税制・規則に則って計算させるパイロット計画については、財界でも、総論で意見が一致し、政界からもこの計画への支持が集まりつつある。実現すれば、中小企業が負担するコンプライアンス・コストが減少し、簡素化による恩恵を受けることになるだろう。財界の代表と関心のある加盟国と協議を行い、このようなパイロット計画の詳細を詰めることを提案する。欧州委員会は、この分野における行動について、**2004 年?**に提言する。

委員会は、2004年11月に、加盟国政府の専門家から成るワーキンググループを設置した。作業部会は、共通の連結法人税課税基礎開発の進捗を話し合うことを、目的としている。新たな課税ベースの構成要素の話し合いは、欧州全体に適用可能なIFRS(国際財務報告書基準)をたたき台に行われた。新たな課税ベースの設計には、かなりの労力を要するだろう。この実務作業には、EUの加盟全25ヶ国が参加するが、うち2ヶ国は、共通の連結法人税課税ベースの導入を受け入れていない。

#### 1.6.2.2. 合併指令(90/434/EEC)

(a) 2004年のプログレスレポートで言及したように、欧州委員会は、不動産取引や無形資産の譲渡について課税猶予する方向で、合併に関する指令の適用範囲をどこまで拡大するのか、加盟国と協議した。しかし、指令の修正範囲は、最終合意に達する可能性のある要素に限定して、提言を行うこととした。

(b) いくつかの加盟国が、合併に関する指令では支持できないと見られる、株式保有条件を設定した。このことについては、すでに欧州委員会が指摘した通りである。

#### 1.6.2.3. 外国との合併に関する指令(会社法第10号指令)

2004年11月末、欧州理事会は、国境をまたがる合併に関する指令への政治的なアプローチについて、合意に達した。これは、2003年11月欧州委員会が提言した内容である。欧州理事会の討議での重要な争点の1つは、従業員参加に関する条項である。この合意に従い、新たに設立した会社の従業員の参加については、欧州企業法令のモデルを拠り所に協議することになっている。合意が得られなければ、従業員参加の標準的な規則を適用することになる。標準的な規則では、少なくとも総従業員の3分の1が、合併前に従業員参加プログラムに入っていた場合、高水準の従業員参加システムを合併後の会社に適用することを義務付けている。

提案された指令は、欧州理事会と欧州議会が最終的な文言で合意することを義務づける、共同決定プロセスを踏まなければならない。

欧州議会が欧州理事会の支持するアプローチを受け入れれば、指令は、わずか1回読み上げるだけで採択される可能性もある。欧州議会は指令の採決を、2005年5月に行う予定である。

このように本指令は、2005年の早ければ上半期にも採択される可能性が高い。そのタイミングは、欧州議会の意見と翻訳作業のスピードによって決まる。(指令の文言を採択するた



めには、EU 内の 20 の公用語に翻訳されなければならない。)

#### 1.6.2.4. 会社法第 14 号指令に関する提言

会社法第 14 号指令に関わる要素は現在、欧州委員会内で協議されている。この提言については、確定事項は今のところ何もない。

#### 1.6.2.5. 国境を超えた企業間の損失の扱い

2001 年 10 月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場に向けて」で指摘したように、欧州委員会は、1991 年に提出した、国境を超えた事業における損失の救済に関する指令の提案を、10 年以上たった、この段階で撤回した。この分野でのより完全な解決策を検討するための決定だった。現在、複数の加盟国にまたがる事業における損失の救済は、非常に大きな制約があり、(経済的)二重課税になる可能性がある。一般に、子会社の損失は、EU の親会社のレベルでは税効果会計の対象にならない。恒久的な組織の損失は、ある一定の状況下においてのみ、本社の利益から相殺できる。

2003 年 11 月のコミュニケーションペーパー「課税障壁のない域内市場：成果、進行中の活動（イニシアチブ）、残された課題」COM (2003) 726 最終版)の中で、欧州委員会は、2004 年末もしくは 2005 年初めに、この分野でより包括的なイニシアチブを提言することを見ずえて、加盟国と協議すると発表した。その協議は2005 年上半期に予定されている。

#### 1.6.2.6. 金利とロイヤルティに関する指令

2003 年 1 月のいわゆる税制パッケージの採択に関する政治合意に基づいて、2 ヶ国以上の EU 加盟国で活動する関係会社間の金利・ロイヤルティの支払いには源泉税を課さない、という指令 2003/49/EC が、最終的に 2003 年 6 月 3 日に採択された。

2004 年 1 月 1 日より、その指令の実施が、加盟国に義務づけられる。その結果、ある加盟国の企業が、別な加盟国の関係会社に対して、金利とロイヤルティの支払いを行った場合は、源泉での課税を控除（すなわち源泉税）であれ、査定であれ、一切免除することになった。

ここで強調すべきことは、この指令は、EU 域内の別々の国で活動する関係会社間の金利・ロイヤルティの支払いに適用されるものであり、日本企業の欧州子会社から日本の親会社への支払いや、欧州企業の日本子会社から欧州の親会社への支払いには適用されない ということである。

欧州委員会は、この金利・ロイヤルティの支払いに関する指令の適用範囲を、SE、SCE などの新しい形態の会社にまで拡大することを求める提言（COM (2003) 841 最終版）を提出した。この提言は現在、欧州理事会のワーキンググループによって検討されている。

#### 1.6.2.7. 欧州株式非公開企業に関する法令

2005 年 1 月 14 日、欧州株式非公開会社に関する法令の実施について調査している外部コンサルタントは、関心のある関係者と関連団体の参加するワークショップで、初の報告書を提出した。この調査は、2005 年末に完了すると見られている。この調査の結果次第で、株式非公開企業の法制化の動きが始まる可能性がある。

#### 1.6.2.8. 企業統治

原則として、欧州委員会は、企業統治の規則とその周辺の情報開示規則は、企業グループ内で一貫性を持って実施されるべきであるという考え方を支持している。

この方針のもと、欧州委員会はまず 2004 年末に、2 つの企業統治関連の提言を採択した。これは、企業統治関連の主要な問題へのアプローチを、加盟国間で統一する方向に持っていくための提言である。

企業統治の規則の本質や、欧州委員会が選択し加盟国が支持した、「緩やかな法律soft law) のアプローチ」を勧告して、EU レベルでの「母国課税」の原則を義務づけるのは、不可能かつ適切ではないと思われる。

しかし、企業部ループの間の企業統治規則に一貫性を持たせることは、討議のテーマとしては適切で、最近結成された欧州企業統治フォーラムの研究対象としてもふさわしい。

このフォーラムの役割は、加盟国の間で情報交換とベスト・プラクティス（優秀な例）の共有化を行うことで、企業統治の国ごとの規範を統一する方向へ持って行くことである。フォーラムは、欧州委員会に対して、戦略的なアドバイスも行う。国際的な視野から優先すべき課題などを提案している。

### 1.6.3. 今後の実施見通し

#### 1.6.3.1. 共通の連結法人税課税基礎

連結法人税課税基礎（課税利益）の設定で中心となるのは、加盟国間で課税ベース（課税利益）の共有化を行っていくことだろう。欧州委員会は、企業グループや所得の定義、公式や重み付け作業など、課税ベース（課税利益）の共有化に関する問題について、今後も研究を行っていく。

#### 1.6.3.2. 合併指令（90/434/EEC）

(a) 上記の要素においても、合意に達することが難しいことから鑑みて、不動産、無形資産の取引についての合意の可能性が高まったとみることは、現実的ではない。

(b) 欧州委員会は、今後も状況を注視していく。

## 1.7. EU 域内の労働移動 (1-E-2)

### 1.7.1. 提言の要旨

職業年金に関連する二重課税をなくすべきである。

規則 1408/71 の規定を第三国の国民にまで適用した、欧州理事会規則859/2003 の実施を歓迎する。

### 1.7.2. 実現された措置およびその現状

#### 職業年金

現在、出稼ぎ労働者の社会保障に関する EU 規定（規則 1408/71/EEC と規則 574/72/EEC）は、補足年金制度をカバーしていない。指令 98/49/EC は、域内の会社員及び個人事業主の補足年金権の守るものだが、その補填範囲は限定的である。その主な目的は、国 から国へと転職する労働者にも、国内で転職する労働者と同等の扱いを受ける権利を保障しようというものである。その権利を取得するための条件や、その権利が転職しても持ち続けられるかどうかについての問題は、扱われていない。

欧州委員会は、出稼ぎ労働者が補足年金をどこの国でも受ける権利を持つことについて、欧州委員会が行動をとる必要があるのか、（2002 年と 2003 年）2 度にわたり社会保障担当者と協議した。社会保障担当者は皆、この分野で欧州委員会が行動を起こす必要性を認識していたが、具体的にどうすべきかについては意見が分かれた。第二段階の協議を踏まえて、欧州レベルの社会保障担当者は、この問題について交渉には入らないことと決めた。

欧州委員会の関係サービス機関は、補足年金をどこの国へ行っても受けられるようにするため、欧州レベルでの最低条件を設定する指令の草案作りを行っている。この提案は、欧州委員会で、2005 年上半期に採択される予定である。

欧州委員会は、EU 加盟 10 ヶ国に対して、違反行為に対する手続きを開始した。これは、国外で設定された年金基金に関して、税制上の差別をなくすためである。さらに、退職金制度のための組織の活動と監視についての指令 2003/41/EC は、各国が相互の年金基金制度を認め、職業年金制度の国境を越えた管理の範囲を広げるものである。これが実現すれば、欧州全体で活動する企業は、汎欧州年金基金を創設することができるようになり、域内での労働者の移動が容易になる。加盟国は遅くとも 2005 年 9 月 23 日までに、この指令を実施しなければならない。

### 1.7.3. 今後の実施見通し

#### 職業年金

欧州委員会は、どこの国へ行っても補足年金を受け取る権利を確保するための最低条件を示した指令を提案した。この提案は、2005 年上半期に採択される見通しである。

EU 加盟国は、退職金規定を行う組織の活動と監視についての指令2003/41/EC を、2005 年 9 月 23 日まで実施しなければならない。

## 1.8. 関税と関税分類 (1-E-6)

### 1.8.1. 提言の要旨

(a) ある特定の製品（消費者向け家電品や乗用車など）にかけられる EU の関税率は、他の先進諸国と比べて非常に高く、引き下げる必要がある。

(b) EU は今も、意図的、恣意的に関税分類を変更している。これはデジタル技術関連製品で特に顕著である。このような状況は改善されるべきである。

### 1.8.2. 実施された措置と現状

EU が製品に課す関税は、他の工業国のそれとほぼ同等である。WTO（世界貿易機関）の統計（2001 年）によれば、EU が工業製品に課す平均譲許関税は、4.1%である。それに対し、米国では 3.9%、日本では 3.5%である。一定水準以上の高関税（15%を超える関税）の製品全体に占める割合は、EU では 1.5%、米国は 3.5%、日本は 1.8%である。

EU の関税率の中には、他の先進国よりも高いものもある。しかし、そういう関税は、GATT（関税と貿易に関する一般協定）や、当時のウルグアイラウンド後の IT（情報技術）に関する協定(ITA)を締結するための WTO 交渉の結果を受けたもので、EU が譲歩した分と、市場開放として与えられたもののバランスはとれていることを忘れてはならない。

現在の WTO 交渉の枠組みの中では今も、農業製品以外の関税障壁、非関税障壁が、EU にとっての優先課題となっている。国際貿易のモノの取引のうち、非農業製品の取引は、80%以上を占める。工業製品の関税が大幅に引き下げられれば、先進国にも途上国にも、重要な貿易の機会が提供されることになる。すべての WTO 加盟国は、このプロセスに対して、それぞれの経済開発レベルや能力に見合った貢献をしていくべきである。

EU の関税分類システムに関連して BDRT が行った勧告は、関税分類システムの目的の誤った理解に基づくもののように思える。前回の報告書でも述べたように、EU の関税分類は、HS 条約の規則に則っている。その目的は、各製品の物理的な特徴から、EU の関税分類の正しい名称を見つけることである。分類は、HS 品目名称を細分化した EU の分類に対応した関税率をベースには行っていない。分類の目的は、貿易交渉なしに、関税における新たな譲歩を引き出すことではない。これは、HS 条約の 9 条に合致している。9 条では、この条約によって、関税率についていかなる義務も、締約国に生じないことを定めている。

デジタル技術製品に関しては、BDRT の要請は、いわゆる IT 製品がすべて、ITA でカバーされているという誤解を反映している。このように、ITA はさまざまな IT 製品をカバーはしているが、IT 関連製品全てを網羅しているわけではない。最初から消費者向け電子製品のように除外されているものもある。ITA の関税率を、ITA でカバーされている如何にかかわらず、IT 製品すべてに適用すべきだという提案は、実行可能ではない。関税率は欧州理事会が、EU の多国間・二国間関税取り決めによって決めている。

### **1.8.3. 今後の実施見通し**

現在の WTO ラウンド交渉の枠組み内で、非農業製品の市場開放交渉を多国間で行うことで、EU 及び日本に、関税全体の引き下げや、タリフ・ピークと呼ばれる高関税の引き下げの機会を与え、WTO 加盟国全てに対して関税システムの統一化、簡素化を促すことができる。現在の WTO 交渉で EU は、ドーハラウンドで示した高いレベルの要求を維持するアプローチを堅持し続けている。EU は、関税割当や高関税・タリフ・ピークの引き下げもしくは適宜撤廃、また新たな関税引き上げをなくそうと全力を尽くしている。2005 年 12 月に香港で開催される閣僚会議は、全 WTO 加盟国が関税引き下げに合意する、という大きな転機になる可能性を秘めている。

## 2. 会計と税制

### 2.1. 税制上の問題(2-E-2)

#### 2.1.1. 提言の要旨

欧州委員会は EU 加盟国に対し、日本国政府と合意に達する可能性のある新しい条約の間の一貫性を保つように促すべきである。

#### 2.1.2. 実現された措置およびその現状

欧州委員会のサービス機関が、提言 1-EJ-2 (投資利益の最適化)に対して行った回答の 7 頁から 9 頁を参照されたい。

### 2.2. 国際会計基準—IAS (2-E-1, 2-EJ-1)

#### 2.2.1. 提言の要旨

(a) 日本の GAAP (一般会計原則)が、高品質の国際的にも認められた会計基準だと受け止め、BDRT は、日本が 2007 年以降、この基準を使用することを EU 加盟国が容認するよう対策をとる方向で、検討することを要請する。

(b) BDRT は、日本と EU (欧州連合) の公的な関係当局に、IAS (国際会計基準) を導入し、実施する方向で、着実に進めるように求める。

#### 2.2.2. 実現された措置およびその現状

(a) 目論書の統一に関する指令と定期開示を規定する透明性指令に基づき、EU 域外の企業が、域内で株式の公募を行ったか、もしくは今後行う場合、あるいはそのような企業が株式を上場したか、もしくはその予定がある場合は、国際会計基準 (IAS/IFRS) または、IAS に相当する会計基準に則って、財務報告書を作成することが、2007 年頃から義務づけられる。

2004 年 6 月、欧州委員会は CESR (欧州証券規制当局委員会)に対して、特定の第三国の一般会計基準 (GAAP) と IAS/IFRS が同等のものであるか、実務的なアドバイスを行うという特化された業務を委託した。



欧州委員会は、日本企業の株式公募がEUにとって重要であると認識している。そのため、欧州委員会は、特に日本の一般会計基準がIASに相当するものであるかについて、助言を求めている。

欧州委員会は、第三国の一般会計基準が国際基準に相応したものであるか、早急に判断することの重要性を認識している。そのため、実務上の助言を2005年6月30日までに行うよう、CESRに要求した。

前回の日・EU首脳協議（2004年）では、日本とEUの首脳は、欧州委員会が、国際会計基準と日本の基準が相応したものであるかの検討をすでに開始した、と指摘した。その上で、できるだけ早急に、遅くとも2006年末までには、その確認ができるよう努力するよう求めた。

CESRより実務的な助言を受けた上で、欧州委員会は、2006年末の期限を待たずして、日本のGAAP（一般会計基準）が国際基準相応のものであるか、国際礼譲の手続きに則って判断する。

(b) 欧州委員会は、日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルに対し、国際会計基準の採択と実施に向けての支援を提供してくれたことに感謝する。

## 2.3 国際会計基準審議会に関する企業統治—IASB (2-EJ-2)

### 2.3.1. 提言の要旨

BDRTは、IASB（国際会計基準審議会）の規則の設定や改定プロセスを注視するよう、公的関係当局に要請する。特に、IASBに対して意見を述べる場合には、（日EUどちらであれ）企業と投資家の利害を十分に尊重されたい。

### 2.3.2. 実現された措置およびその現状

欧州委員会は、IASBに関する企業統治の合意に、大変関心を持っている。それに関する意見をIASCF<sup>2</sup>憲法の見直し提案の中でも発表している。これらについては、欧州委員会のホームページ<sup>3</sup>で閲覧することができる。

---

<sup>2</sup> IASCF: International Accounting Standards Committee Foundation 国際会計基準委員会財団

<sup>3</sup> [http://europa.eu.int/comm/internal\\_market/accounting/docs/ias/ias-cf-consultation\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/internal_market/accounting/docs/ias/ias-cf-consultation_en.pdf)

## **2.4. 会計・監査・情報開示の国際基準の収斂(2-EJ-3)**

### **2.4.1. 提言の要旨**

会計・監査・情報開示の国際基準への収斂が長期的な目標であることを認識し、BDRTは、公的關係当局に対して、将来の一本化をにらんだ短期目標として、相互承認を採択するよう要請する。

### **2.4.2. 実現された措置およびその現状**

欧州委員会は、会計、監査、情報開示の国際基準への一本化の重要性を認識し、支援する。

### 3. WTO

#### 3.1. 世界貿易機関（WTO）に関する政策声明

##### 3.1.1. 政策声明の要旨

BDRT は、WTO 加盟国が政治的意思も新たに、開かれた機会を活用し、ここ数ヶ月で交渉継続のための枠組みの基本的形式について、合意に達したことを歓迎する。交渉は、カンクンで得られた教訓に則り、それ以降の実績と進捗の上に構築される必要がある。

EU と日本は、強固な政治的意思を示し、意味ある交渉を成功裏に終わらせるために、交渉の中心部分で柔軟な対応をとることが要求される。BDRT は、他のすべての WTO 加盟国が同様に前向きで開かれた姿勢をとることで、確実に交渉を成功させることを希望する。

##### 3.1.2. 実現された措置およびその現状

EC も BDRT 同様、多国間貿易システムとドーハ開発アジェンダ（DDA）を、強力に支持する。これらは世界的経済成長をもたらし、途上国を世界経済に組み込むために不可欠である。BDRT の意向に合致した形で、2004 年 7 月ジュネーブでの WTO 総会で DDA 交渉が軌道に再び乗ったことは、EC にとっても喜ばしいことであることを付記したい。そこで得られた合意（「7 月合意」）は、5 つの主要分野での将来の DDA 計画のパラメーターを決めるものとなる。その 5 つとは、農業、工業製品、開発問題、貿易の振興、サービスである。EC はこの分野で重要な役割を担い、農産品への輸出補助金の廃止について問題提起し、いわゆるシンガポール問題については、弾力的な態度を示した。交渉は、現在ジュネーブで再開している。次の正念場は、2005 年 12 月香港で行われる閣僚会議である。EC はすべての貿易相手国と緊密に協力し、DDA の推進を計っている。

##### 3.1.3. 今後の実施見通し

DDA の進捗をさらに確実なものにするためには、サービス、工業製品、貿易促進などの非農業部門の交渉を、農産物交渉の段階まで進展させる必要がある。それによって、産業とサービスの提供者の機会がより拡大し、ラウンドの交渉妥結に必要な条件が整う。この 2 つの分野の交渉の足並みを揃え、香港での閣僚会議で意味ある結果を出すために、EC は WTO 加盟国が、EC 同様に柔軟な姿勢で臨み、意味ある提案を行うことを期待する。反ダンピングや地理的表示など、「7 月合意」では取り上げられなかった問題についても、取り上げる必要がある。さらに WTO の全加盟国は、DDA を政治的に支持するという各国の約束を、確実に実行に移す必要がある。EU と日本は、DDA においてきちんと足並みを揃え、

これまで緊密かつ建設的に協力してきた。今後も、すべてのレベル・問題において、そのような協力関係を維持していく。

## 4. 情報化社会

### 4.1. ブロードバンド契約者数目標の再設定 (3-EJ-1)

#### 4.1.1. 提言の要旨

e-ヨーロッパ行動計画の進展に合わせて、ブロードバンドの普及目標を達成する。

#### 4.1.2. 実現された措置およびその現状

ブロードバンドの重要性は、e ヨーロッパ 2005 行動計画を見れば明らかである。この行動計画の目的は、ブロードバンド接続を普及することにより、近代的な公共サービス、e ビジネスのダイナミックな環境を開発することにある。この計画は2002年6月にセビアの欧州理事会で打ち出され、2003年1月のe ヨーロッパ決議で、閣僚理事会の支持を得て以来、この分野に大きな進歩をもたらした。それでも、まだ残された課題は多い。ICT（情報通信技術）は、欧州委員会で更新したリスボン・アジェンダでも、重要な位置を占めている。今後はe ヨーロッパ 2005 行動計画に代わって、新たに策定されたi2010 プログラムが始動する。

EU のブロードバンド契約者数は、2004 年に急増した。普及率では、まだ日本に遅れをとっている。（2004年のEU25ヶ国における普及率は6.5%、日本はその倍の13%だった。）とはいえ、EUにおけるブロードバンドの可能性は、第10回実施報告<sup>4</sup>で提示された最近のデータからも明かであり、将来は有望視されている。

進捗報告では、EU加盟国における、e-コミュニケーションサービスの新たな規制上の枠組みがどこまで実施されているかについて、検討を加えている。また、2004年の市場での大きな動きについて評価している。今回初めて、25の加盟国をカバーした。また、新たな規制の枠組みが導入されてから丸1年以上たった時点での初の検討である。この枠組みは、EU15ヶ国では、2003年7月24日に発効され、新規加盟国では、2004年の1月1日に発効された。

これは、ブロードバンド接続の回線が72%以上増加したという報告書をもとにしている。2004年EU25ヶ国におけるブロードバンドの利用は、2,960万回線で、これは全人口の6.5%に相当する。EU15ヶ国では、2003年の4.5%から7.6%に増加した。競争圧力の高まりと、固定電話会社による音声電話からの収入減の埋め合わせ戦略に後押しされて、ブロードバ

<sup>4</sup> 欧州委員会コミュニケーションペーパー ブリュッセル：2.12.2004 COM (2004) 759 最終版：欧州電子通信規制と市場 2004

ンドの利用は急速に広まった。

その勢いは、革新的なさまざまなサービスが次々と提供され、伝送容量の増加と伝送速度の高速化していることから明かである。ブロードバンド技術の開発については、加盟国によって多種多様である。ケーブルや光ファイバーなど、これまでにないインフラの整備を中心とした加盟国もあれば、電話回線を使った DSL（デジタル加入者線）が技術の中心である加盟国もある。2004 年、ブロードバンド回線に占める DSL 技術の割合は、2003 年の 73%（加盟 15 ヶ国）から、77.7%（加盟 25 ヶ国）に増加した。

#### **4.1.3. 今後の実施見通し**

ブロードバンド接続における競争は、まだ一部の国では十分ではない。欧州委員会は、この展開を積極的に注視し、必要に応じて介入していく。さらに 現在、新しいイニシアチブである、i2010（European Information society in 2010: 欧州情報化社会 2010 年）を策定中である。i2010 の目的は、ボーダーレスな欧州の情報空間の創造、民間部門、公共部門による ICT の革新と投資の促進、障害者、高齢者をはじめ、より多くの人々が、情報化社会の恩恵を受けられるようにすることである。これによって、ブロードバンド利用率はさらに増加するはずである。

## 4.2. ブロードバンドの利用推進 (3-EJ-2)

### 4.2.1. 提言の要旨

ブロードバンド・ネットワークの効果的利用を目指した、ICT 環境の開発を推進し、ブロードバンドを利用した電子政府、eヘルス、eラーニングなどを普及させる。

### 4.2.2. 実現された措置およびその現状

ブロードバンドの普及の推進は、新しいアプリケーションやサービスの登場と密接に関わっている。公共サービスをよりよい方法で提供することは、EU 経済近代化のためのより広範な経済戦略の主要な要素である。最新の技術を使って公共サービスを提供することは、パワフルな官僚主義撲滅方法である。新リスボン戦略は、電子通信とデジタルサービスのための、明確な、安定した、競争力のある環境の整備を促進するものである。また、情報通信技術における研究と革新を推進し、誰にでも開かれ、生活の質を向上させる情報化社会の実現を目指すものである。

e ヨーロッパ 2005 行動計画の優先課題の 1 つは、基本的な公共サービスを 2005 年までにオンライン化することであった。この目標はほぼ達成されている。オンライン化されたサービスが増えただけでなく、サービスの利用も増えた。Eurostat (欧州統計局) と国家統計機関 (NSI) が行った調査では、公共機関のホームページの利用が一般世帯で増加していることがわかった。公共部門のホームページから情報を入手している人の割合は、2002 年の 16.8% から、2004 年には 25.2% となり、2 年間で 50% 増加した。その一方で、公共サービスを提供している側の 90% 以上が、現在、オンラインのサイトを持っており、基本的なサービスの 40% は、インタラクティブ (双方向通信) で利用できる<sup>5</sup>。

EU の加盟国が 15 ヶ国から 25 ヶ国に拡大したことで、EU の公共サービスの平均オンライン化率が大幅に下がることはなく、わずかな減少に止まった。インタラクティブの普及によって測る、オンラインサービスの高度化の割合は、15 ヶ国だったときの 72% から、25 ヶ国になって 65% に減少した。

---

<sup>5</sup> 公共サービスのオンライン化：欧州はどこまで進んだか？ 電子的公共サービスに関するインターネット調査 第五の測定についての報告 (2004 年 10 月) キャプジェミニが欧州委員会情報化社会・メディア総局の委託を受けて実施 (2005 年 3 月 3 日)。ホームページのトップも参照のこと。電子政府サービスの利用者の満足度と利用方法。ランボール・マネジメントが欧州委員会情報化社会総局の委託を受けて実施 (2004 年 12 月)。

#### 4.2.2.1. 電子政府

戦略的な計画が、あらゆるレベルで進められている。全加盟国が電子政府戦略を策定し、電子政府を専門に扱う部門を持つ政府も多い。そのような部門が首相直属の場合（仏、英国、ポルトガル）もある。電子政府の行動計画は、地域レベル、自治体レベルにも展開されている。加盟国の当局は、インターネットサービスの利用を推進する努力をしている。当局は、経済的・時間的奨励策（オンラインでの確定申告は書面よりも期限を遅く設定するなど）を提供し、オンライン公共サービスの利用を積極的に促進している。

最新の欧州委員会イニシアチブによれば、電子政府イニシアチブはEUレベルでも、さまざまな分野で実施することができる。企業が域内をより自由に移動できるように、欧州委員会は、各国政府と緊密な協力のもと、2005年3月に新たなポータルサイト「Your Europe（あなたの欧州）」を開設した。この目的は、欧州全体の企業からの共通する質問に答えていくことである。

#### 4.2.2.2. eヘルス

2004年4月30日、欧州委員会は、欧州市民によりよい医療を提供することを目的とした行動計画を採択した<sup>6</sup>。欧州eヘルス行動計画では、2つのアプローチを並行して行う。医療分野で、最新の情報通信技術を最大限に活用することと、電子医療の政策と活動をよりよい方法で統合していくことである。ベスト・プラクティス（優秀な事例）や経験について情報交換するための枠組みを提供し、時間をかけて共通の問題への共通のアプローチを作り出していく。この計画の焦点は、具体的な行動にある。今後10年間に、欧州全体のバーダレスな医療情報空間を創設する。

欧州委員会と加盟国は、以下の分野での目標を設定した。1) 欧州健康保険カードを基に、その電子版を作成する。電子カードには、緊急医療データや医療の個人情報へのアクセスなど機能も付加することができる。2) 医療情報ネットワークを構築し、医療システムの中で医療情報が迅速に提供できるようにする。3) 医療情報サービスのオンライン化。健康を保つための生活や病気の予防などに関する情報、電子カルテ、遠隔医療相談、電子医療費還付などを、オンラインで提供する。

---

<sup>6</sup> 欧州委員会コミュニケーションペーパー：eヘルス — 欧州市民によりよい医療を提供する；欧州eヘルスの分野での行動計画、ブリュッセル、30.4.2004, COM (2004) 356 最終版



#### 4.2.2.3. eラーニング

欧州委員会の eラーニングに関するイニシアチブは、欧州の教育界、文化界だけでなく、財界、社会全般から参加者を動員することを目的とし、欧州の知識集約型社会への移行に合わせて、教育訓練システムを迅速に変革することを目標としている。eラーニング計画の4本の柱は、デジタル・リタラシーの推進、欧州仮想キャンパス、欧州内の学校同士のインターネットによる結合（e トウイニング）、教師の訓練の強化とeラーニング推進の欧州全体への水平展開である。

#### 4.2.2.4. ブロードバンド普及のための EU・日本の共同事業

欧州委員会と日本政府は、情報化社会に関する定期協議の場を設けた。規制緩和のための提案を出し合い、共通の関心事項についての討議を行う。この場を使って、ブロードバンド、電気通信、情報化社会全般において、緊密に連絡を取り合っている。両者とも新しく登場したアプリケーションやサービスについては、お互いにデータや情報を交換している。2005年3月4日の日・EU規制改革対話では、ブロードバンドの普及は、両者にとって極めて重要な関心事であり、討議を続ける必要があることを示している。

#### 4.2.3. 今後の実施見通し

目下の課題は、オンライン公共サービスが、できる限り多くの人に活用されることであり、それによって企業も一般市民も最大限の効率アップを享受することができる。関係当局は、できる限り、適切なところにインタラクティブなサービスをオンラインで提供するべきである。しかもそれはユーザー・フレンドリーな形で提供する必要がある。欧州委員会は、域内の一般市民と企業がオンライン公共サービスの提供によって、質、効率、生産性の最大限の向上を享受できるよう、全力を尽くす所存である。

EUにとって、欧州での電子政府を進展させるための次のステップは、1) グッド・プラクティス（優秀な事例）の共有化を、電子政府グッド・プラクティスの枠組みや、電子政府賞、閣僚会議を通じて行う。2) グッド・プラクティスに関連したプロジェクトによって、その影響の大きさを実証し、お手本となる事例を提供する。3) i2010の一環として、電子政府を組み込む。i2010とは、レディング（情報化社会・メディア）委員長が発表された新たな包括的 ICT 戦略を指す。

### 4.3. 安全なネットワーク環境の確立 (3-EJ-3)

#### 4.3.1. 提言の要旨

アプリケーションの普及によっておこる、トラフィックの過密化、サイバーテロなどの問題を克服し、社会基盤として機能する安全なネットワーク環境を構築するための対策をとる。サイバーテロに対する技術面・制度面での協力を強化し、攻撃がどこから行われているかを突き止める。同時に、コミュニケーションの自由を尊重する。

#### 4.3.2. 実現された措置およびその現状

ブロードバンド通信の安全性は、欧州委員会の最優先課題の 1 つである。欧州委員会は、信用と信頼構築のための具体的な活動を行った。例えば、セキュリティに特化した部門を新設したり、プライバシー保護のための指令を発行したり、IST プログラム (Information Society Technologies Programme; 情報化社会技術プログラム) のセキュリティ目標に基づいて研究プロジェクトに資金援助したり、「Safer Internet plus: より安全なインターネット・プラス」プログラムなども行った。

ENISA (European Network and Information Security Agency: 欧州ネットワーク・情報セキュリティ委員会) が新設され、ネットワークと情報のセキュリティを高水準に保つ上で、欧州委員会を支援している。ENISA は、2004 年 3 月 14 日に、基本的な活動をスタートさせた。これは、官報に関連規則が発表された翌日のことだった。2005 年末までには、すべての要員も揃い、本格的に稼働するようになる。エグゼクティブ・ディレクターが任命され、さまざまな手順についての内部規則も整備された。現在は、技術専門家の採用が本格化したところである。

EU 欧州連合はすでに確実なステップを踏み出している。インターネット上の有害、違法なコンテンツを撲滅し、知的財産権や個人情報を守り、電子商取引、電子署名などの推進を通じて証券取引を促進し、情報インフラのセキュリティを強化し、欧州全体のネットワークと情報セキュリティの文化作りに取り組んでいる。電子的コミュニケーションにおけるプライバシーの保護についての指令は、2003 年に採択された。この指令により、EU 域内での通信の安全と秘匿性を確実にするための基本的な義務が設定された。

EU 欧州連合 IST プログラムでは、セキュリティを戦略的な目標として掲げている。合計 15 の研究プロジェクトが、予算総額 7,360 万ユーロでスタートした。セキュリティは、前もって配分された予算 6,300 万ユーロによって運営される、最新の IST の提案の目標にも

盛り込まれている。

「Safer Internet ; より安全なインターネット」プログラムは、1999年から2004年にかけて、より安全なインターネットの利用法を目指して進められた。予算は、その年間で3,830万ユーロだった。2004年12月、電気通信評議会 (Telecommunication Council) において、2005年から2008年に実施するフォローアップ・プログラム「Safer Internet Plus: より安全なインターネット・プラス」が採択された。この予算4,500万ユーロのプロジェクトは、ネット上の違法、有害なコンテンツの対策に主眼を置いている。これまでよりも、エンドユーザー、親、教育者、子供の視点に立ったものになっている。

さらに、日本とEUは、定期的に連絡を取り合い、最新の政策の策定状況や、ベスト・プラクティスの情報を交換している。

#### 4.3.3. 今後の実施見通し

2つの欧州評議会決議<sup>7</sup>を通じて、加盟国は、ネットワーク・インターネットのセキュリティの分野での手続きを踏むように求められている。この手続きの意図は以下の点にある。

- セキュリティを公的管理に不可欠な要素として推進する。特に責任の分担を奨励する。
- セキュリティへの関心を高める。コンピュータ教育の一環として、研修を通じてセキュリティという概念を強化し啓蒙する。特に、若者を対象としたセキュリティ関連の問題について、情報提供、教育活動を行う。
- 産学の協力とパートナーシップを促進し、安全なテクノロジーを使ったサービスを提供し、各国で承認された標準の開発を推進する。
- 特に下記のような方法でセキュリティ問題を予防し、適切に対処する。
- セキュリティ問題を発見し評価する能力を持続的に向上させ、適切な管理を行う。
- すべての利害関係者に、行動の必要性を周知徹底する効果的な方法を確立する。そのために、各国レベル、欧州全体、必要に応じて全世界的なレベルでの対話を強化する。

---

<sup>7</sup> OJ C 43/2, 16.2.2002 と OJ C 48/1 28.2.2003

- セキュリティ関連のグッド・プラクティス（優秀な事例）について、社会のニーズに応じて、適切な情報交換を行う。

サイバー犯罪を撲滅できるかどうかは、EU 加盟国間の司法面での協力にかかっているが、それはまた、地球規模の協力にもかかっている。セキュリティ問題について、真に開かれた、グローバルで学際的なアプローチを行い、性格上、地球的規模で起こるセキュリティ問題の複雑さに、効果的に取り組む必要がある。

#### 4.4. IT 政策の進捗に関する PDCA サイクルの確立(3-EJ-4)

##### 4.4.1. 提言の要旨

ICT 政策策定の評価をするために、日 EU 両政府は、民間部門の要請を積極的に反映して、PDCA サイクルを確立すべきである。公共部門も民間部門も、必要な行動計画を作成し、実施すべきである。

##### 4.4.2. 実現された措置およびその現状

PDCA サイクル (Plan, Do, Check, Act: 計画・実行・検討・対策) は、EU 内での立法手続きの中で日頃から使われている手順である。法制化の手続きは、まず協議から始まり、法律として採用し、実施について報告し、影響について評価し、検討する。そのようなアプローチの一例として、最新の欧州電子通信関連規制と市場についての実施報告が挙げられる。この報告をもとに、規制が機能しているか見直すことができる。

より一般的な例としては、ICT 政策策定の評価の結果出された、2004 年 11 月 19 日の「2005 年以降の欧州情報化社会の課題」<sup>8</sup>という欧州委員会コミュニケーションペーパーがある。この文書は、ICT がいかにリスボン目標達成に貢献しているかについて、明確に説明している。また、特定の ICT 政策やイニシアチブの継続の必要性を強調し、我々がこの分野で直面するであろう主要な課題について、示唆を与えている。

このコミュニケーションペーパーは、ICT の研究投資を増やす必要性を強調している。また、欧州経済全般でもっと ICT の採用を推進していく必要性も訴えている。ICT は、人々のニーズや期待に、より細やかに適応させていく必要がある。そうすることによって、社会的にもやりがいがあり、文化的にも創造性のある仮想社会に参加する準備ができる。このコミュニケーションペーパーは、将来にわたって関わってくる、欧州の情報化社会政策の数多くの課題を指摘している。例えば、電子社会の開放と市民権、コンテンツ、サービス、公共サービス、技能と職業、基幹産業部門としての ICT、相互運用性、信用、信頼性、ビジネスプロセスのための ICT などである。

このコミュニケーションペーパーは、反省プロセスの出発点にある。そしてそれが、2005

---

<sup>8</sup> 欧州委員会コミュニケーションペーパー：「2005 年以降の欧州情報化社会の課題」ブリュッセル、19.11.2004, COM (2004) 757 最終版

年末までの新戦略採択につながっていく。新戦略は、2006年初めから実施される。このプロセスの一環として、より広範な政策論議が、2004年5月、欧州委員会によって始められた。これは、eヨーロッパ諮問グループ（EU加盟国やその他の利害関係者を代表する専門家会議）の場でスタートした。今年も国民との協議が進められ、2005年1月17日まで継続する。

#### **4.4.3. 今後の実施見通し**

欧州委員会は、新たな情報化社会へのイニシアチブ、i2010についての提案を、2005年5月末までに提出する。i2010（European Information society in 2010; 2010年欧州情報化社会）は、独立したイニシアチブで、改訂版リスボン戦略と深く関わっている。ICT産業や市場についての楽観的な見通しに基づいて、出来る限り迅速に目に見える形で結果を出すことを主眼にしている。また、デジタルメディアと広く普及した広帯域のインフラを融合することにより、高い成長を目指すものである。また、EUの情報化社会及び視聴覚関連の政策について、統合的なアプローチを提供する。規制、研究、実施を集中管理し、これらの活動が、改定されたリスボンの枠組みの中で、目に見える形で展開されるようにする。

目的は、欧州が繁栄、雇用、成長の恩恵に十分に浴せるようにすることである。欧州委員会は、以下の方法でそれを実施する。1)電子通信とデジタルサービスの域内市場を確立することを目的に、ボーダレスな欧州情報空間を推進する。2)ICTにおける研究開発、実施、及び産業へのICTの応用を奨励することにより、革新を起ししやすい環境を作る。3)欧州情報化社会を開放し、だれもがアクセスできるようにする。

## 4.5. EU 全加盟国における ICT(情報通信技術)への取り組みの実現 (3-EJ-5)

### 4.5.1. 提言の要旨

EU の 25 加盟国は、e ヨーロッパ行動計画に基づいて、国家ブロードバンド戦略を策定・実施する。

### 4.5.2. 実現された措置およびその現状

ブロードバンドのもたらす恩恵は、広く評価されている。EU の全加盟国は、ブロードバンドの展開と利用が増える中、すでにこの恩恵に浴している。今や全加盟国が、それぞれの国家ブロードバンド戦略の中で、ブロードバンドの展開と利用を加速させるための一連のイニシアチブを提案している<sup>9</sup>。

各国の戦略には、市場の供給側（ブロードバンドというインフラの展開）と需要側（増加するブロードバンド利用）の両方に関する、さまざまなイニシアチブ盛り込まれている。そのポイントは 2 つある。1 つは、ブロードバンドがあまり普及していない地域でのサービスを増加させること。市場のメカニズムでは必要な投資が確保できない地域については、公的な支援も見すえている。もう 1 つは、公的な管理サービスについては需要をまとめることも考える。これは、2004 年 3 月の電気通信評議会の加盟国に対して提示されたものと合致している。すなわち、「全ての公的機関を 2005 年までにブロードバンドで接続することを見すえて、国家ブロードバンド戦略を策定・実施する。さらに必要に応じて、デジタル・ディバイド（情報格差）を緩和する早期開始プロジェクトを提案し、必要に応じて、構造ファンドなどの既存の金融商品を用いて、ブロードバンドの敷設されていない地域への普及を促進する」という内容である。

加盟国の戦略では、ブロードバンドの実施のための市場の主な役割を認識している。加盟国はまた、市場の効果的な機能を補完する形での公共政策の役割も認識している。そして需要側、供給側双方に対して、よいインフラの整備によって、よりよいコンテンツとサービスを提供し、サービスを提供することでインフラをさらに整備するという、よい循環が根付くように刺激する。この枠組みの中の戦略の中で検討されている主なイニシアチブは、ブロードバンドがあまり発達していない地域での普及の必要性に関わるもの、また、金銭

---

<sup>9</sup> 欧州委員会コミュニケーションペーパー 欧州の高速接続：国家ブロードバンド戦略 ブリュッセル、12.5.2004 COM (2004) 369 最終版

的な奨励策を提供したり、公共部門の要求をまとめたり、管理部門、学校、保健所、中小企業（SME）での利用を拡大するなどして、需要を刺激することである。

#### 4.5.3. 今後の実施見通し

インフラがどこまで整備されているかは、国ごとに異なる。それは、地理的な特性や人口密度、技術の発展度、ケーブルテレビ網の範囲、競争のレベルなどの要因によって代わってくる。その結果、その国のブロードバンドの普及率によって、それぞれの国家戦略の力点も変わってくるが、アプローチとしては共通している。

一部の加盟国は、新しい技術や市場の発展に合わせて、国家戦略を適応、更新する必要性について示唆した。下記について特に注意が払われた。

##### (a) 供給側：

- (i) ブロードバンドの利用が可能である地域を把握することは、普及していない地域を確認する出発点になり、域内全体で高速に進歩していることを鑑みて、そのような地図を常に監視・更新していかなければならない。
- (ii) 公的資金の利用に際しては、競合をゆがめたり、民間のビジネス奨励策と矛盾しないよう、電子通信部門の構造ファンドの利用の指針を参考にすべきである。

##### (b) 需要側：

- (i) 開かれた、相互運用性の高い公共サービスの発達を推進する。
- (ii) 公的機関、学校、病院、保健所などのコネクティビティ（接続可能性）を高めていくために必要なあらゆる手段を提案する。
- (iii) 競争の問題に配慮しながら、需要をまとめる政策を実施していく。
- (iv) ブロードバンドの利用を増やすために、金融面での奨励策をより効率的に行う。



## 4.6. IP 電話—VoIP (3-EJ-6)

### 4.6.1. 提言の要旨

EU と日本の両政府は、IP 電話に関する規則・政策を、従来型の加入電話網に対する規制との比較で、明確に示す必要がある。（日本ですでに問題になっている IP 電話サービスの際の番号制度の利用など。）IP 電話サービスについて満たすべき政策上の義務の履行にあたっては、経済面、技術的な実現可能性を考えながら、業界やメーカーと緊密に協力のもと、定義していくべきである。EU は、すでに IP 電話を採用している日本の実践的経験から、学ぶべきである。

### 4.6.2. 実現された措置およびその現状

欧州において、開かれた、競争のある電子通信市場を推進することは、欧州連合の長年の悲願である。改訂版リスボン・アジェンダと、欧州委員会の成長と雇用のための行動計画の枠組みの中では、情報通信技術の将来の可能性が主要な役割を果たすことが期待されている。特にブロードバンドの普及率（現在 EU25 ヶ国平均で 6.5%）は、IP 電話のような魅力あるサービスが、妥当な価格で消費者に提供できるようになれば、間違いなく大幅に上昇する。

現在、日本における IP 電話の利用者は、推定約 490 万人で、独の 11 万人、仏の 22 万人、英国の 5 万人をはるかに凌いでいる。

2002 年の電子通信のための EU の規制枠組みは、意識的に柔軟に対応できるように設計されており、新しいサービスや新たな市場参加者を組み込めるようになっている。新しいテクノロジーの開発が進むにつれて、EU 全体の規則の採用を明確にすることの必要性や、法的整合性をとるために、各国の規制当局が協力し合うこと、そして電子通信サービスの域内市場が細分化されるのを防ぐ必要性を、欧州委員会は感じている。IP 電話の規制に関する最大の課題は、EU のどの国においても、このサービスがその立ち上がりから、一方的な厳しい規制によって、がんじがらめになることを回避することである。

そのため欧州委員会は、IP 電話に対して、競争を促進する方向で共通のアプローチを求めている。そしてそのアプローチを加盟 25 か国の規制当局全てに採用するよう、要請している。2005 年 2 月 11 日に採択された共同声明では、各国の規制当局者が、ブリュッセルの欧州規制庁グループ（ERG）に集まり、IP 電話のような革新的なサービスを開始するにあたり、規制上の障害がないことを確認することの重要性について認識を共有した。これは、

EU 全体が IP 電話に対して、干渉しすぎない立場をとる前向きな一歩といえる。そして欧州委員会はこの方針に基づいて、さらなる課題に取り組む所存である。

EU 全体が IP 電話に干渉しすぎない立場をとることは、IP 電話提供会社と伝統的な加入電話網を運営する会社を競争させる最善の方法だとして、欧州委員会は歓迎している。市場が発展していくなか、欧州委員会は、欧州のどこにおいても、IP ベースの新サービスの立ち上げが規制によって邪魔されないように、各国の規制当局担当者とともに確認し合っていく。技術がより発達し、より安いコストでよりよいサービスが提供されることは、欧州企業と市民の両方の利害にかなったことである。

#### **4.6.3. 実施の見通し**

欧州委員会は、欧州規制庁グループ（ERG）の最近の声明と、2004 年欧州委員会が行った IP 電話に関する協議の結果に基づいて、さらに IP 電話を推進していく。そして IP 電話が、電子通信産業に競争力を持って参入し、さらに革新を進める可能性を実現できるように期待する。

次のステップには、IP 電話の規制上の扱いについての指針が含まれる可能性がある。この指針は、2005 年末までに発表できる見込みである。IP 電話は、2006 年の電子通信分野における EU の規制枠組みの見直しの中でも、議題として取り上げられる可能性がある。

さらに、欧州委員会が IP 電話をあまり干渉しない立場をとることによって、加盟 25 ヶ国の電子通信分野における EU の規制枠組みを委員会がどう採用していくかに、大きな影響を与えるだろう。

#### 4.7. 「消費者信頼」及び投資促進のための規制環境の整備(3-EJ-7)

##### 4.7.1. 提言の要旨

運営会社やサービス提供会社の提供する「新しい波」(IP 電話, インターネット接続, インターネット放送)が、規制の不透明性によって、その発展を妨げられないようにしなければならない。消費者側から見ると、高い信用と信頼性を確保するために、安心とセキュリティのバランスをとらなければならない。それと同時に、IPR (知的財産権) 保有者の権利を、強力に保護する必要がある。

##### 4.7.2. 実現された措置およびその現状

欧州委員会は、公的なサービスの電子化など、電子通信部門の規制の枠組みの見直しを検討している。ただし、現在採用されている2002年枠組みでも、新しい技術の台頭に伴うニーズに対応することができる。また、電子通信、情報技術、メディアの統合やインターネットの台頭にも対応することができる。

消費者の信頼感を高めるための取り組みでは、特にDRM(デジタル著作権管理)について、著作権のある作品をどのように法的、技術的に保護していくかについて、EUは重点的に検討した。EUにおけるデジタルコンテンツの知的財産権の法的な枠組みは、2001年5月に可決した、情報化社会における著作権及び関連する権利の調整についての指令(2001/29/EC)である。

この枠組みの中で欧州委員会は、放送コンテンツの提供者の権利を守る必要性について、合意した。ただし、デジタル放送の著作権保護についてのEU内での法制化については、まだ検討されていない。

欧州委員会は、2004年3月にDRMに関するハイ・レベル・グループ(HLG)も設置した。このグループは、コンテンツ提供者、著者、著作権者、著作権を持つ組織、出版社、放送局、(固定電話・携帯電話)運営会社、機器メーカー、DRMソリューション提供会社、研究者、消費者を含むeコンテンツのバリューチェーンを代表する参加者で構成されている。ハイ・レベル・グループの協議結果では、相互運用性の必要性や、オープン規格の構築、プライベートな複製に課する税金や、合法的なサービスへの移行などの優先課題について、概説している。

前述したように、欧州連合は、「より安全なインターネット」プログラムを開始している。

これは、欧州におけるインターネット利用の信頼性を高めるためのものである。このプログラムは、欧州連合のアプローチの一環として、違法、有害コンテンツの対策を行うための活動に対して、資金を援助している。

#### **4.7.3. 今後の実施見通し**

欧州委員会は、DRM に関するハイ・レベル・グループの報告をよく吟味し、EU レベルでの行動の必要性を検討し、必要に応じて政策イニシアチブを打ち出していく必要がある。これは、欧州委員会の関係部門と各加盟国との緊密な協力のもとに行われることになる。

## 5. 持続可能な発展

### 5.1. 提言の要旨

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルは、持続可能な開発は、経済、社会、環境に取り組む熱意のバランスをうまく取ることが原点であることを、再確認している。利害関係者一人ひとりと、現在と将来のニーズを満たすために、環境問題についてだけでなく、健康や安全、経済的な福祉などについても率直に話し合う。企業の採算性が、それを達成できるかどうかのカギを握っている。

CSR（企業の社会的責任）と持続可能な開発の分野で、産業界が自主的に取り組んでいることを、当局はもっと認識すべきである。これ以上、政府は規制をかけてはならない。

法制化手続きを進めているときは、業界とより活発に対話を持つことが、企業の競争力を削ぐ危険を回避するために必要である。BDRT は、さらなる協議を要請する。特に、京都議定書や、排出権取引に関する指令、REACH イニシアチブ（新化学物質政策）の実施について協議すべきである。

当局は、持続可能な開発のための重要な分野において、野心的 共同研究プロジェクトへの資金援助と推進活動に参加すべきである。特に、欧州委員会と日本政府は、代替エネルギーの技術開発の推進への資金援助を行うべきである。また日・EU 間の積極的な産業協力を支援すべきである。原子力エネルギーや、化石燃料から、カーボンニュートラル（訳注：発生した二酸化炭素を吸収もしくは相殺する）なエネルギー、例えばバイオマスや水素などへの転換を奨励すべきである。

2013 年以降の京都議定書後の枠組みには、米国、ロシア、発展途上国も組み込むべきである。発展途上国は今後、温暖化ガスの排出量が急増すると見込まれている。この枠組みを効率的に機能させ、日欧の企業の競争力を危機にさらさないようにするためにも、これらの国の関与が必要である。

教育の重要性：産業界は、持続可能な開発戦略の達成のために、多くの責任を課されている。消費者の役割も大きい。当局は、一人一人が貢献できるように、小学校から大学までの教育に取り組んでいかなければならない。

発展途上国への援助：日・欧の当局は、途上国への援助を要請されている。単に経済的な援助だけでなく、例えば、温暖化ガスを減少させるための技術の移転などを通じての支援

が待たれている。そのような技術は、クリアリングハウス（一般市民が見ることのできる情報を提供するウェブサイト）を作ることによって、簡単に導入できる。

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルは、全般にわたって、産業界との対話の促進、共同革新、教育、そして法律をあまり振りかざさないことを要請している。

## 5.2. 実現された措置と今後の実施見通し

### 5.2.1. 産業界との対話と自発的行動

日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルが、持続可能な開発に対して真剣に取り組んでいることを、欧州委員会は歓迎する。また産業界が、それぞれの活動のなかで、環境問題を総括し、民間の自発的な行動を促して、持続可能な開発を支援する一助となっていることを歓迎する。

欧州委員会は、特に主要な政策イニシアチブに関して、先を見すえて、透明性の確保と協議を段取りよく行っている。法制化が適切な措置だと見なされた場合には、欧州委員会の提示する提案は、人類の健康と環境を最大限に守るよう設計されている。同時に、産業界への行政側からの負担を出来る限り少なくし、競争を維持するように考えられた提案である。その影響については評価が行われる。インターネットを使った協議の場も設けられる。欧州委員会は、バランスの取れた形で、持続可能な開発のすべての局面について提案を行っていくことを、目的としている。

例えば、欧州気候変動プログラムを作成したときは、産業界の代表を含む 200 以上の利害関係者と協議した。また、今後法制化する問題については、その影響を徹底的に評価する。このことは先のリスボン戦略の見直しによって、さらに強化された。

欧州委員会は、政府関係者や利害関係者、とくにEU と日本の業界の代表と、幅広く、積極的に協議している。REACH に関する問題や、電気・電子機器廃棄物リサイクルに関する指令(WEEE)や、電気・電子機器の特定危険物質の利用制限に関する指令(RoHS)、自動車の排ガス規制などで協議している。EU・日本規制対話の枠組みをはじめ、会合の場を頻繁に設定している。

欧州委員会は、政府レベル、産業レベルの両方で、この関係を維持、強化していきたいと切に願っている。環境分野での今後の協力は、EU-日本首脳会議で採択された、EU・日本行動計画でも明確に予見されている。EU・日本行動計画の中で環境は、地球規模の社会問題に取り組むための主要な領域として、取り上げられている（目標 3）。WSSD（持続可能な開発に関する世界サミット）のフォローアップ、気候変動、化学物質と持続可能な消費と生産様式などの分野での協力も期待されている。

欧州委員会はすでに、2 つの自主プログラムで成功を収めている。コミュニティ・エコラベル賞計画 (Community Eco-Label Award Scheme) とコミュニティ・環境管理・監査計画

(EMAS: Community Eco-Management and Audit Scheme) の2つである。2002年、欧州委員会は、「規制環境の簡素化と改善に関する行動計画の枠組み」の中での、コミュニティレベルの環境合意に関するコミュニケーションペーパーを発表した。このような合意が、欧州委員会によって正式に認定されるためには、ある一定の基準や手続き上の条件を満たしていなければならない。欧州委員会はまた、利害関係者に対して、欧州委員会が法制化を提案していない、もしくは提案の意図がない分野に関しては、いわゆる自発的な合意に向けて、事前に行動をとることを奨励する。

欧州委員会はまた、「そのような合意は、環境問題をすべて解決できるわけではないし、全ての状況下で最適な手段ではないかもしれないが、法律など他の政策ツールに取って代わるのではなく、それを補完するものとして、価値ある役割を担っていく可能性がある」と述べている。

例えば、乗用車の二酸化炭素ガスの排出に関して、EUは、欧州市場に投入される新型車の燃費を改善するための戦略を採択した。この戦略<sup>10</sup>の柱は3つあり、そのうちの1つが、欧州、日本、韓国の自動車メーカー協会が、自発的に、各社の二酸化炭素平均排出量の自主目標を、1キロ走行するごとに140グラム(1995年と比べて25%の削減)と設定し、2008/2009までに達成すると約束した。この約束された目標は主に、さまざまな車の特徴づける技術開発によって、達成されなければならない。また、このような動きに伴う市場の変化によっても達成できる。

REACHの分野の例として、企業が自主的に発生量の多い化学物質についてテストするなどの活動が検討されることになる。

### 5.2.2. 気候変動と環境技術

日本とEUは、さらに気候変動の分野でも協力し、経験を共有し合っている。京都議定書が発効したことは、地球環境問題への取り組みにおいて、大きな一歩だった。

BDRTが、2012年以降も長期的な取り組みが必要であることを認識していることを、欧州委員会は、歓迎する。気候変動の分野で何も行動を起こさない場合のコストは、行動を起こした場合のコストよりも、はるかに大きいことが実証されている。欧州委員会は、気候変動への今後の取り組みについての見解を概説したコミュニケーションペーパーを、2005年2月9日に発表した<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> [http://europa.eu.int/comm/environment/co2/co2\\_home.htm](http://europa.eu.int/comm/environment/co2/co2_home.htm) を参照のこと

<sup>11</sup> [http://europa.eu.int/comm/environment/climat/future\\_action.htm#2012](http://europa.eu.int/comm/environment/climat/future_action.htm#2012) を参照のこと



2005年3月の欧州評議会の結論にも示されたように、欧州連合は中、長期的な行動と合意を求めることに、全力を尽くしている。このような行動は、出来る限り多くの国の幅広い協力を取り付ける方向で行い、国連の枠組みを通じて行うべきである。

EUは、日本と協力して、多国間の気候変動の制度を、さらに目に見える形で前進させることに、期待を寄せている。このような制度の利用を通じて、出来る限り多くの国が参加し、効果的で、費用対効果が高い、適切な国際的対応を行うことができる。参加国は、共通でありかつ個々の異なる責任と、それぞれの能力に応じて行動することができる。気象変動への取り組みに役立つ技術革新で協力する機会や、既存の環境に優しい技術の実施や、新しいものの開発については、今後の検討課題である。

気候変動の問題は、第三国との政治対話に統合されている。この分野では、数多くの途上国との間で、協力活動が実施されてきた。エネルギーの分野で温暖化ガスの排出の少ない技術に関する、科学的な研究や開発協力などが行われた。国連気候変動枠組み条約には、技術移転などの開発指向の条項が入っており、EUは、技術移転専門グループ (Expert Group on Technology Transfer) の成果をもとに行動している。京都議定書のCDM (クリーン開発メカニズム) も、技術移転の可能性を提供している。

欧州委員会は、最も費用対効果が高く、企業の競争力を削がない形での排出削減を目指している。今後の合意に多くの国が参加し、さらにコストを効率的に使っていくための市場志向のツールが必要である。EUは、この分野での技術開発に投資している。

欧州委員会は、クリーンで再生可能なエネルギーだけでなく、効率的なエネルギーの開発も積極的に支援している。すでにいくつかのプログラムが打ち出された。ECは主にヨハネスブルグ再生可能エネルギー同盟と共に、再生可能エネルギーの開発支援のための国際的なイニシアチブを開始した。日本には、この同盟 (現在の参加国 88) への参加を求めた。この同盟は、金融支援を含めて、再生可能なエネルギーについての経験を共有することを目的としている<sup>12</sup>。さらに、EU エネルギー・イニシアチブは、発展途上国が、持続可能なエネルギー源をもっと利用できるようにするための構想である。エネルギー部門でのプロジェクトやプログラムに予算が提供されている。技能や知識、技術の移転のためのプログラムなどがある<sup>13</sup>。

欧州連合は、原子力エネルギーの安全性や廃棄物の管理方法についての調査に投資してい

---

<sup>12</sup> <http://europa.eu.int/comm/environment/jrec/> を参照のこと

<sup>13</sup> [http://europa.eu.int/comm/development/body/theme/energy/initiative/why\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/development/body/theme/energy/initiative/why_en.htm) を参照のこと

る。もしこのような諸問題が解決すれば、原子力は、環境にやさしいエネルギーであり続けると信じている。ただし、十分に柔軟で透明性の高い市場において、必ずしも競争力が持てるという保証はない。

EUは現在、エネルギー効率と再生可能なエネルギーと水素が、将来の持続可能なエネルギーを考える上での最優先課題だと考えている。そういう意味では、原子力以外の代替エネルギーも支援している。

生物燃料に関する指令は、各加盟国で、輸送用のディーゼル油やガソリンの代わりに使える生物燃料などの再生可能なエネルギーを推進することが目的である。この代替エネルギーの利用者には、減税などの奨励策を行う可能性もある。

EUは、環境技術行動計画（ETAP: Environmental Technologies Action Plan）を実施し、経済成長と環境保護に結びつく、これらの技術の可能性を十分に引き出そうとしている。ETAPは、技術プラットフォームの確立、新技術の性能確認のための試験場をネットワーク化すること、主要製品について性能目標を設定すること、サービスと政策作り、国際貿易、開発における環境技術の推進などを行っている。特に、欧州委員会は、欧州水素・燃料電池技術プラットフォームの確立を支援した。このプラットフォームは、欧州におけるこれらの主要技術の開発と実用化を加速させること、燃料電池と水素の市場の可能性とエネルギーの使い途についての構想を作成すること、EU域内及び世界的な規模での将来の協力関係を育成していくことを、目的としている。欧州委員会は、水素技術が研究分野としては価値あるものだと認識しているが、この技術が必ずしも、カーボンニュートラル（二酸化炭素を吸収・相殺するもの）ではないことを考慮すべきである。

欧州委員会は、環境関連産業の成長を阻害するものや市場の可能性について、研究を開始したばかりである。日本との情報交換ができれば、有益であろう。

### **5.2.3. 持続可能な消費と生産**

持続可能な消費と生産をあまねく推進していくことは、欧州連合が積極的に推進している目標である。2004年11月、欧州委員会は、EUレベルでの政策、行動、ツール一式を用意し、EU加盟国のベスト・プラクティス（優秀な事例）を紹介した。また、このテーマで行われたセミナーの結果を、日本に紹介した<sup>14</sup>。

欧州委員会はまた、日本が行っている、G8 3R イニシアチブ（Reduce 削減、Re-use 再利

---

<sup>14</sup> [http://europa.eu.int/comm/environment/wssd/scp\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/environment/wssd/scp_en.htm) を参照のこと

用、Recycle リサイクル)に参加している。(G8 3R 閣僚会議は、2005年4月28日から30日に、東京で開催された。)

#### 5.2.4. 教育・啓蒙活動

欧州委員会は、環境問題やそれに取り組むEUの政策に対する一般市民の認識を高めるために、さまざまな情報・伝達活動を行っている。メディアに情報を提供したり、EUの環境政策について、より多くの人に読んでもらうためにパンフレットを出版したり、一般市民からのEUの政策や活動についての質問に答えるなど、持続可能な活動を行っている。一部には、教育目的で若者を対象に作成されたパンフレットもある。環境総局は、毎年2回一般向けのイベントを主催し、環境への市民の認識を高めると同時に、環境問題の解決に向けての議論を奨励している。6月の第1週には、ブリュッセルで「グリーン・ウィーク」が開催され、4日間にわたる会議と、利害関係者による展示が行われる。約4000人の来場者が見込まれている。また、9月中旬に開催される「欧州モビリティ週間」(European Mobility Week)は、輸送部門の持続可能なエネルギーについてのソリューションに焦点を当て、ノー・カー・デーなど、欧州全体の市町村で行うキャンペーンや対策の枠組みを提供している。

#### 5.2.5. CSR (企業の社会的責任)

欧州委員会が先に打ち出した、成長と雇用のための戦略(Growth and Jobs Strategy)<sup>15</sup>では、自発的CSRイニシアチブの価値を評価している。それによれば、CSRは、欧州における革新の可能性と競争力を向上させながら、持続可能な開発に貢献する上で、主要な役割を果たすことができる」と書かれている。

欧州委員会は、2005年に「CSRに関するコミュニケーションペーパー」を発表する予定である。これはCSRの自発的な性格を尊重しながら、CSRの発展と透明性を推進することを、EU加盟国や利害関係者に対して提案するものである。

---

<sup>15</sup> 春期欧州理事会へのコミュニケーションペーパー、2005年2月2日：COM(2005)24

[http://europa.eu.int/growthandjobs/pdf/COM2005\\_024\\_en.pdf](http://europa.eu.int/growthandjobs/pdf/COM2005_024_en.pdf)を参照のこと